

清瀬市教育委員会訓令第15号

清瀬市立図書館資料廃棄基準

清瀬市立図書館資料廃棄基準を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この基準は、清瀬市立図書館設置条例（昭和48年清瀬市条例第32号）第4条及び清瀬市立図書館運営規則（平成2年教育委員会規則第2号）第2条に規定する事業を円滑に行うため、清瀬市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料を適切に管理し、調和のとれた資料構成を維持するため、廃棄に必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館において利用価値を失った資料を廃棄することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料を構成するため、資料の更新に努めるものとする。

2 長期にわたり所在の確認ができない資料を廃棄することにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い、適切な資料の構成に努めるものとする。

(廃棄の対象資料)

第3条 廃棄基準の対象となる資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料
- (2) 視聴覚資料
- (3) ハンディキャップサービス用資料

(廃棄の規準)

第4条 廃棄の基準は、次のとおりとする。

- (1) 不用資料
 - ア 破損又は汚損が著しく補修が不可能であり、同類を所蔵している資料
 - イ 学問、技術の進歩等により、資料価値及び利用価値が認められなくなった資料
 - ウ 内容の重要な部分が改定されたため、改定後の資料を収集した旧資料
 - エ その他出版事情、資料構成、利用者の需要、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない資料
- (2) 亡失資料

- ア 蔵書点検の結果不明となった資料で、6か月以上調査してもなおその所在が不明なため除籍した後6か月が経過した資料
- イ 貸出中の資料で、督促等にもかかわらず回収不能な状態が続いている資料
- ウ 利用者が汚損、破損、又は紛失した資料で、やむを得ない事情により弁償が不可能である資料
- エ 不可抗力による災害その他の事故により亡失した資料
(廃棄の対象としない資料)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に該当する資料は原則として廃棄しない。

- (1) 清瀬市に関する資料
- (2) 記述内容の新旧にかかわらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類書を所蔵していないか、又は極端に所蔵が少ない資料
- (4) 品切れ、絶版その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ、資料価値の高い資料
- (5) 東京都多摩地域の公立図書館において、当該資料を所蔵する自治体が2自治体以下の資料

第6条 この基準に定めるもののほか、資料の廃棄に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。